特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

※欄は記入しないでください。

令 和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿税 務 署 長

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号　　－　　－　　）

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合（注１）／特定資産の運用収入割合（注２）を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の２第20項／第23条の12の３第20項／第23条の12の５第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。

1　特例認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　贈与者又は被相続人の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3　該当規定（注３、４）

(1)	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】　%
(2)	□　租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】　%

4　３の事由が生じた年月日（３(2)の場合は事業年度）　＿＿年＿＿月＿＿日

（＿＿年＿＿月＿＿日　～＿＿年＿＿月＿＿日）

5　３の割合を減少すべき期限※　＿＿年＿＿月＿＿日

※　３(1)に該当する場合には、４の年月日から６か月を経過する日が、３(2)に該当する場合には４の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、３の割合を減少すべき期限となります。

6　特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1)　減少後の 保有／運用収入 割合　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿%

(2)　(1)の割合に減少させた年月日（３(2)の場合は事業年度）　＿＿年＿＿月＿＿日

（＿＿年＿＿月＿＿日　～＿＿年＿＿月＿＿日）

(3)　(1)の割合に減少させた事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電 話 番 号	

※	通信日付印の年月日	（確　認）	入　力	確　認	納税猶予整理番号
	年　月　日				

（裏）

1　この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の５第１項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の６第１項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後５年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70％以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75％以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から２か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の５第２項第９号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の７の６第２項第９号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の７の８第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2　本文の「 特定資産の保有割合 / 特定資産の運用収入割合 」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

（注１）　「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

（注２）　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75％です。

（注３）　「租税特別措置法施行令第40条の８の５第11項後段において準用する同令第40条の８第19項ただし書又は同令第40条の８の６第11項後段において準用する同令第40条の８の２第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70％以上となった場合をいいます。

（注４）　「租税特別措置法施行令第40条の８の５第13項後段において準用する同令第40条の８第22項ただし書又は同令第40条の８の６第13項後段において準用する同令第40条の８の２第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の９第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75％以上となった場合をいいます。

（注５）　この届出書における租税特別措置法施行令第40条の８の６の規定には、同令第40条の８の８において準用される場合を含んでいます。